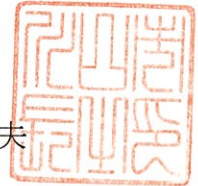


川健増発第308号
令和5年11月24日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年9月29日執行の保健部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（健康増進課）

地域保健センターの報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

予防接種健康被害調査委員会委員報酬及び国民健康・栄養調査委員報酬事務とも、令和5年度は健康増進課が所管しており、令和5年7月25日開催の「川口市予防接種健康被害調査委員会」における支出事務において、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則り行い、適正な事務の執行となるよう改めました。

